

定 款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人貴乃花道場と称する。

(目的)

第2条 この法人は、我が国の国技である相撲道に由来する伝統文化の核心を具現化して学び、経験することにより「健全な身体・人間味ある豊かな心・逞しく生き抜く精神力」をもつ青少年を育成すること、ならびに「相撲道の心」を多様な文化と融合することで、国内外に伝えて普及・発展していくことにより、世界の人々が身体的にも精神的にも豊かで充実した人生を営むことに寄与する。

② この法人は、前項の目的を達成するため次の事業を行う。

1. 青少年の健全な心身の鍛錬のための相撲道場の運営事業
2. 日本文化に関する研究、教育および国際交流事業
3. 日本文化に関する指導者の育成事業
4. 会員間の親睦のための事業
5. 関係諸団体との協力関係を増進するための事業
6. 災害復興支援事業
7. 前各号の事業のほか、この法人の目的を達成するために必要な一切の事業

(主たる事務所の所在地)

第3条 この法人は、主たる事務所を東京都新宿区に置く。

② この法人は、必要に応じて、従たる事務所を置くことができる。

(公告方法)

第4条 この法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

(機関)

第5条 この法人は、この法人の機関として社員総会及び理事会ならびに監事を置く。

第2章 社 員

(社員)

第6条 この法人の社員は、この法人の主旨に賛同して入社した者とする。

② 反社会的勢力の団体及びその構成員並びにそれ等に準ずる者は、この法人の社員になることはできない。

③ この法人の成立後社員となるには、この法人所定の入社申込書により入社の申込みをし、理事会の承認を得なければならない。

(社員名簿)

第7条 この法人は、社員の氏名及び住所等を記載した社員名簿を作成し、この法人の主たる事務所に備えおくものとする。

② この法人の社員に対する通知又は催告は、社員名簿に記載した住所又は社員がこの法人に通知した居所にあてて行うものとする。

(退社)

第8条 社員は、次に掲げる事由によって退社する。

1. 社員本人の退社の申し出。ただし、退社の申し出は、1ヵ月前にするものとするが、やむを得ない事由があるときは、いつでも退社することができる
2. 死亡又は解散
3. 総社員の同意
4. 除名

② 社員の除名は、正当な事由があるときに限り、社員総会の決議によってすることができる。この場合は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という）第30条及び第49条第2項第1号の定めるところによるものとする。

第3章 社員総会

(権限)

第9条 社員総会は次の事項について決議する。

- (1) 社員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）ならびにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他社員総会で決議するものとして法令で定める事項

(招集)

第10条 この法人の定時社員総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時社員総会は、必要に応じて招集する。

- ② 定時社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、理事会の決議に基づき理事長がこれを招集する。理事長に事故もしくは支障があるときは、あらかじめ定めた順位により理事がこれを招集する。
- ③ 社員総会を招集するには、会日より1週間前までに、各社員に対して書面で招集通知を発するものとする。
- ④ 社員総会は、社員全員の同意があるときは、招集手続きを経ずに開催することができる。

(議長)

第11条 社員総会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長に事故もしくは支障があるときは、あらかじめ定めた順位により、理事がこれに代わるものとする。

(決議の方法)

第12条 社員総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

(議決権の代理行使)

第13条 社員は、この法人の社員を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、この場合には、総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

(社員総会議事録)

第14条 社員総会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、議長及び出席理事が署名又は記名押印して10年間この法人の主たる事務所に備え置くものとする。

第4章 役員

(理事の員数)

第15条 この法人の理事の員数は、3名以上10名以内とする。

(理事の資格)

第16条 この法人の理事は、この法人の社員及び外部有識者の中から選任する。

(監事の員数)

第17条 この法人の監事の員数は、2名以内とする。

(理事及び監事の選任方法)

第18条 この法人の理事及び監事の選任する社員総会決議は、出席した社員の議決権の過半数をもって行う。

(代表理事)

第19条 この法人に理事長1名を置く。必要の場合、常務理事1名以上を置くことができる。

- ② 理事長は、法人法上の代表理事とする。
- ③ 理事長は、当法人を代表し会務を総理する。
- ④ 常務理事は理事長を補佐し、理事長に事故があるときはその職務を代行し、理事長が欠けたときはその職務を行う。ただし、残存期間が1年以上あるときは、速やかに新たな理事長を選定するものとする。
- ⑤ 常務理事は、この法人の業務を分担執行する。

(理事及び監事の任期)

第20条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- ② 任期満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された者の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。
- ③ 増員により選任された理事の任期は、他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。

(責任限定契約)

第21条 この法人は、法人法第115条の規定により、理事（業務執行理事又はこの法人の使用人でないものに限る。）又は監事との間で、同法第111条の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、同法第113条第1項の規定による最低責任限度額又は50万円のいずれか高い額とする。

第5章 理事会

(理事会の構成)

第22条 理事会は、すべての理事をもって組織する。

(理事会の職務)

第23条 理事会は次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び業務執行理事の選定及び解職
- (4) 社員総会の招集

(招集)

第24条 理事会は、理事長がこれを招集し、会日の1週間前までに各理事及び各監事に対して招集の通知を発するものとする。ただし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。

- ② 理事長に事故もしくは支障があるときは、理事長があらかじめ理事会の決議を経て定めた順位により理事がこれに代わるものとする。

(招集手続の省略)

第25条 理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

(議長)

第26条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長に事故もしくは支障があるときは、理事長があらかじめ理事会の決議を経て定めた順位によるものとする。

(理事会の決議)

第27条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(理事会の決議の省略)

第28条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案に異議を述べた場合を除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(職務の執行状況の報告)

第29条 代表理事は、毎事業年度に3ヶ月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告するものとする。

(理事会議事録)

第30条 理事会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、出席した理事及び監事がこれに署名又は記名押印し、10年間主たる事務所に備え置くものとする。

第6章 会 員

(会員及び会費の支払義務)

第31条 この法人の目的および事業に賛同し、応援する個人または団体を会員とする。

② 会員は特別会員と普通会员とする。会費に関する必要な事項は、理事会が別に定める。

(会員名簿)

第32条 当法人は、会員の氏名及び住所を記載した会員名簿を作成し、当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

② 当法人の会員に対する通知又は催告は、会員名簿に記載した住所又は会員が当法人に通知した居所にあてて行うものとする。

(退会)

第33条 会員は、次に掲げる事由によって退会する。

1. 会員本人の退会の申し出。ただし、退会の申し出は、1ヶ月前にするものとするが、やむを得ない事由があるときは、いつでも退会することができる。
2. 1年以上会費を滞納した者
3. 死亡又は解散
4. 除名

② 会員の除名は、正当な事由があるときに限り社員総会の決議によってすることができる。

第7章 計 算

(事業年度)

第34条 この法人の事業年度は、毎年1月1日から同年12月31日までとする。

(計算書類等の定時社員総会への提出等)

第35条 代表理事は、毎事業年度、法人法第124条第1項の監査を受け、かつ同条第3項の理事会の承認を受けた計算書類（貸借対照表及び損益計算書）及び事業報告書を定時社員総会に提出しなければならない。

- ② 前項の場合、計算書類については社員総会の承認を受け、事業報告書については理事がその内容を定時社員総会に報告しなければならない。

(計算書類等の備置き)

第36条 この法人は、各事業年度に係る貸借対照表、損益計算書及び事業報告書ならびにこれらの附属明細書（監事監査報告書を含む）を、定時社員総会の日の2週間前の日から5年間、主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金の不分配)

第37条 この法人は、剰余金の分配はしないものとする。

第8章 基 金

(基金の募集)

第38条 この法人は、基金を引き受ける者を募集することができる。

(基金の取扱)

第39条 基金の募集、割当て、抛却等の手続き、基金の管理及び基金の返還等の取扱いについては、別に定める基金取扱規則によるものとする。

(基金抛却者の権利)

第40条 抛却された基金は、基金抛却者と合意した期日まで返還しない。

- ② 前項の規定にかかわらず、この法人は、次条に定める基金の返還の手続きにより、基金を抛却者に返還することができるものとする。

(基金の返還)

第41条 基金の返還は、定時社員総会の決議に基づき、法人法第141条に規定する限度額の範囲内で行うものとする。

(代替基金の積立)

第42条 基金の返還を行うときは、返還する基金に相当する金額を代替基金として積み立てるものとし、その代替基金については、返還時までは、取り崩しを行わないものとする。

第9章 定款の変更、解散及び清算

(定款の変更)

第43条 この定款は、理事会の審議を経て社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第44条 この法人は、法人の目的である事業の継続が不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(残余財産の帰属)

第45条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、理事会の審議を経て、社員総会の決議によりこの法人の主旨に類似する公益法人、又は国もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

(定款に定めのない事項)

第46条 この定款に定めのない事項については、すべて法人法その他の法令の定めるところによる。

第10章 附 則

(設立時社員の住所及び氏名)

第47条 この法人の設立時社員の氏名は、次のとおりである。

花田 光司

渡 博文

(設立時役員 of 住所及び氏名)

第48条 この法人の設立時理事、設立時監事及び設立時代表理事は、次のとおりである。

設立時理事

花田 光司

合田 周平

岩下 昭一

田島 和雄

松浦 晃一郎

渡 博文

設立時監事

神山 敏夫

設立時代表理事

松浦 晃一郎

(最初の事業年度)

第49条 この法人の最初の事業年度は、この法人の成立の日から令和元年12月31日までとする。